

司法面接の特徴と NICHD プロトコル
 北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

1. 司法面接の必要性

一般に、子どもは大人に出来事を記憶し、保持する力が低い。また、大人に比べ、他者からの情報を受け入れ、自身の記憶と混同してしまう傾向性(被暗示性)が高い。したがって、体験について尋ねる際は、できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し、録音、録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり、アメリカ、イギリス、イスラエル、カナダ、ドイツなどに加え(アルドリッジ・ウッド, 2004; ポーグほか, 2003; 英国内務省, 2007; 法と心理学会, 2005; Poole & Lamb, 1998; Lamb, et al. 2007; 仲, 2001a, 2001b, 2009), 韓国, ノルウエーなどでも、司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」、「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため、臨床的な面接とは明確に異なる。最初は「冷たく」「事務的」に感じられるかもしれないが、そのような中立でたんとした態度で臨むことが重要である(表 1 を参照のこと)。

また、特定の事実を明らかにしようとする場合と、家庭環境や生活上の問題、人間関係や意向などについて聞く場合とでは、面接で尋ねることがらの焦点が異なる可能性もある。しかし、どのようなケースであっても、「オープンな誘いかけ」で問いかけ、子どもに多くを語らせる本プロトコルの方法は、面接者からの誘導、情報提供を最小限に維持し、客観性ある報告を得るのに役立つと思われる。

表 1: 司法面接とカウンセリングの違い(APSAC による資料を参考にした)

項目	司法面接	カウンセリング, 一般の面接
目的	事実確認, 調査, 捜査	カウンセリング
時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが, 簡素。おもちゃ等のディストラクター(注意をそらすもの)がない	暖かく, 心をなごませる。おもちゃなども可。
面接者	司法面接の訓練を受けた人。心理司, 福祉司	カウンセラー, 臨床心理士
面接者に必要な背景知識	認知心理学, 発達心理学(記憶, 言語, 知覚の発達), 福祉, 法	臨床心理学, 福祉
面接者と被面接者の関係性	暖かいが, 中立, たんと	親密で, 時に濃厚, 受容的
面接者の声, 姿勢	中立, たんと, 姿勢を変えずに行う	トーンを合わせる, 身をのりだすことも
面接者の表情	中立, たんと	親密, 受容的, 共感的, 感情を表出することも
面接者のうなずき	しない	大きくうなずくこともある
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報を与えない, 誘導しない, オープン質問を主体に, プロトコルで決められた質問を用いる	情報提供や誘導も可能, 子どもの言葉を代弁したり, 話しかけたり, 好ましい方に誘導することも
扱う情報	事実が重要	主観的な体験が重要
ファンタジー	扱わない。事実のみに焦点化	ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも
ドール, フィギュア, おもちゃ, 箱庭等	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく, 事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として 1 回	数回〜多数回
記録方法	面接をすべて録画, 録音	面接終了後, 筆記するのでも可。
報告書	書き起こし資料, 事件があった可能性の査定	簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定

2. 司法面接の概要

司法面接では、体験をできるだけ初期に、誘導のかからない方法(オープン質問や WH 質問)で一度だけ聴取し、録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに、子どもが何度も面接を受けなくてもすむように図る。一般に、司法面接は(1)導入, すなわち約束事の提示, ラポール(話しやすい関係)の形成, およ

びエピソード記憶(過去の出来事)を思い出す練習(エピソード記憶の訓練), (2)自由報告(本題に移行し, 出来事について自由報告を求める), (3)質問(追加の情報を得る), (4)クロージング(終了の手続き)から成る。以下に, 標準的な手続きを述べる。

(1)-1. 導入:約束事

ここでは, カメラの紹介を行い, 面接での約束事を示す。この約束事をグラウンドルールともいう。グラウンドルールとは『『野球場』ごとに定められたルール』の意味である。約束事には以下のようなものが含まれる。

- ① この面接は録画します。それは, 私があなたのお話を忘れないように。また, あなたが何度もお話しなくてもよいようにするためです。この面接は, 他の人が見ることもあります。
- ② 知らないことがあれば知らない, 分からないことがあれば分からないと言ってください。
- ③ 本当にあったことを話してください。
- ④ 私が間違ったことを言ったら, 訂正してください。
- ⑤ 私はそこにいなかったのだから, どんなことがあったのかわかりません。どんなことでも, あったことをお話ししてください。

(1)-2. 導入:ラポールの形成とエピソード記憶の訓練

被面接者となる子どもの日常生活や, 好きなことを話してもらうことで, 話しやすい関係(ラポール)を築く。また, 過去の出来事(エピソード記憶)を思い出す練習を行う。例えばその日にあったことなどを詳細に話してもらい, 子どもに出来事を自発的に報告することに馴れてもらう。こういった活動を通し, 子どもの言語能力の査定も行い, また, (面接者ではなく)子どもが話すのだということも理解してもらう。

(2)自由報告

本題となる出来事について, 「はじめから終わりまで全部お話しして」「それから?」等, 中立で, かつ回答の幅に制約を設けない質問(オープン質問という)により情報を得る。

(3)質問

自由報告だけでは十分な情報が得られない場合, 質問を行う。できるだけ子どもが述べた情報を手がかりとし(すなわち面接者の側から情報を提供することなく), オープン質問(「さっき〇〇って言っていたけれど, そのことについてもっとお話して」「他には?」等)や WH 質問(「いつ, 誰, どこ, なに」)を用いて質問を行う。「～しましたか」や「A ですか, B ですか」などの選択式の質問(クローズ質問という)はできるだけ避ける。

(4)クロージング(終了の手続き)

子どもから得られた情報を, 子どもの言葉を用いてまとめ, 確認する。また, 謝意を伝え, 子どもの気持ちが暗くならないように気をつけながら終了する。なお, (4)質問から(5)クロージングに進む前に, ブレイク(休憩)をとり, 聞き残した事柄がないかバックスタッフ(面接を観察している関係者)に確認をとることが多い。

3. NICHD ガイドライン

司法面接の種類は多く, 英国のフェイスドアプローチ, ドイツの構造面接, カナダのステップワイズ面接などが有名である。しかし, 多くの実証的評価が行われているのは国立子どもの健康および発達研究所(National Institute of Child Health and Human Development)によるNICHDガイドライン(NICHDプロトコルとも呼ばれる)であるだろう(Lamb et al., 2007)。アメリカ, イスラエル, ノルウエー等の警察で用

いられ、4 万件以上もの面接データにもとづく、様々な分析が試みられている。例えば、以下のような研究を挙げることができる。

(1) NICHHD プロトコルはより情報を引き出す (Orbach, et al., 2000)

プロトコルを用いた面接(以下、プロトコル面接)55 件と、用いていない非プロトコル面接 50 件を比較した。両群とも、子どもの年齢、虐待の種類、加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では、面接者はより多くのオープン質問を行っていること、オープン質問では他の質問よりも、より多くの詳細情報が得られることが示された。

(2) NICHHD プロトコルは開示を促す (Sternbeg, et al., 2001)

50 人の面接官が行った、プロトコル導入前の面接(非プロトコル面接)と導入後の面接(プロトコル面接)を比較した。非プロトコル面接に比べ、プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること、プロトコル面接はより組織化されており、家族に関する情報などが、より多く得られていること等が示された。また、オープン質問に対する開示の率は、プロトコル面接では 89%であったのに対し、非プロトコル面接では 36%であった(オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる)。なお、被面接者の半数は 4-6 歳であったが、オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

(3) プロトコル面接における質問の効果 (Lamb, et al., 2003)

性虐待を受けたとされる 130 人子ども(4-8 歳)にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問(「触られた」ことについてお話して)は、時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが、オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく、4 歳では 43%、6-7 歳では 48%、8 歳では 57%であった。

(4) プロトコルは査定を容易にする (Hershkowitz, et al., 2007)

42 人のイスラエルの熟練した面接官が、以下の 24 の面接について、虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24 の面接のうち 12 件はプロトコル面接であり、残り 12 件は非プロトコル面接であった。また、それぞれ 12 件のうち半数(6 件)は、外部資料(医学的証拠、被疑者の自白、目撃者証言等)にもとづき、実際に虐待があった可能性の高い面接であり、残り 6 件は可能性の低い面接であった(つまり、プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件、「蓋然性が低い」面接が 6 件、非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件、「蓋然性が低い」面接が 6 件である)。これらの面接について、面接官が面接の内容だけを見て、虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果、プロトコル面接では、面接官による評定の 60%が正確であり、特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では 95%、「蓋然性が低い」とされた面接では 24%が正確であった。一方、非プロトコル面接では、正確な判断は 29%であり、外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は 38%、「蓋然性が低い」とされた面接では 12%であった。

この他、NICHHD プロトコルについては多くの研究がなされており、開示の率、面接官の性別の影響、CBCA(Criteria-Based-Content Analysis: 基準にもとづく内容分析)等について、様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的、質的差異があることを示している。

4. NICHHD ガイドラインの概要

2 において、一般的な司法面接について述べた。NICHHD プロトコルも類似の手続きを踏襲しているが、その特徴として、面接者が用いることのできる質問を定め、原則として、面接者はこの文言通りに発話することを求めている。近年では、面接の目的や状況は異なることから、「プロトコル」を「ガイドライン」と呼ぶよう

にもなり、「文言通り」という原則は緩和されている。しかし、面接法の訓練にあたっては、できるだけ本来の形で練習を行い、適切な質問の形式を習得することが望ましい。

以下、NICHD ガイドラインにおける面接の過程と、そこで用いられる質問の種類について述べ、その上で、これらの質問が実質的な面接場面でどのように用いられるかを述べる。

4-1. 手続き

NICHD のガイドラインは、以下の手続きを含む。

(1) 導入

自己紹介、カメラの紹介を行い、グラウンドルールを示す。グラウンドルールは、①本当のことを言う、②分からなければ分からないという、③知らなければ知らない、④面接者による誤りを言ったら正す、の 4 種類を行う。

(2) ラポールの形成

好きなこと(好きな食べ物、TV 番号等ではなく、好きな「活動」)を尋ねる。出来事を尋ねるには、活動について話してもらう事が重要だからである。

(3) エピソード記憶の訓練

2 つの過去の出来事(数日～数週間前の出来事と、昨日または今日の出来事)を思いだしてもらう。この練習を行うことで、過去の出来事を自発的に報告することに慣れてもらう。

(4) 本題への移行

「自由報告」に当たる段階であり、本題とされる出来事の開示を求める。「今日はどうして(どういう理由で)ここに来ましたか？」と尋ね、これで開示が得られない場合には、プロトコルで定められた質問を行う。

(5) 出来事の調査

「質問」に当たる段階である。ここでは、自由報告では得られなかった情報について、追加情報を得る。ただし、ここで行うことのできる質問は、子どもがすでに報告した出来事についてのオープン質問と WH 質問だけである。子どもが話していないことについては、WH 質問であっても行ってはならない。

(6) ブレイク(休憩)

ここで休憩をとり、バックスタッフに他に明らかにすべきことはないか確認する。なお、ブレイク中もカメラは回し続ける。ブレイクは通常、数分である。

(7) 子どもが話していないことの調査

ここでは、子どもがそれまでに話していないことがらについても尋ねることが許される。必要であれば「はい、いいえ」質問や「AかBか」といった質問も用いることができる。また、望ましくはないが、必要であれば、子どもがそれまでに話していないことがらを「仮定する」質問も行う。例えば、「他に誰かいましたか？」(他に誰かいることを暗示)、「その人は何か言いましたか？」(何か言ったことを暗示)などである。

多くの面接法では、(7)の後、(10)へと進むが、NICHD プロトコルでは、(8)(9)があるのも特徴的である。

(8) 期待される情報が得られなかったとき

この部分は、子どもが出来事を開示しなかったときに行う。

(9)開示に関する情報

誰に話したか、どうしてこの出来事が他者の知るところになったかを話してもらおう。

(10)クロージング

子どもからの質問を受け、こちらの連絡先を示すなどして、終了する(終結ともいう)。

(11)中立的な話題(*注:2007年版NICHDプロトコルでは、11が抜け、これが12となっている)

子どもが暗い気持ちのまま帰ることのないように、中立的な話題で会話をを行う。

4-2. 用いることの許される、質問の種類

通常、質問は(1)オープン質問(お話しして等)、(2)WH質問(いつ、どこで、誰が…),(3)クローズ質問(はいいいえ質問、AかBか質問)に分けられる。しかし下記に示すように、このガイドラインでは多少異なる分類法を用い、質問の名称も異なっている。下記の(1)(2)(3)は面接者側からは「情報」を与えることのない質問であり、「ブレイク前」は、これらの質問のみを用いる。(4)と(5)は面接者側から「情報」が提供され得る質問であり、ブレイクの後、必要がある場合にのみ、注意して用いる。

【誘いかけ】

「誘いかけ」とは、「全部／もっとお話しして」という形式の質問であり、いわゆる「オープン質問」に相当する。この一般形に加え、以下の3つのタイプがある。

- ① 出来事の分割:子どもが話してくれたことを、いくつか区切り、さらに詳細な情報を得る。例えば、子どもが「友達と遊んだ」と言った場合、「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを、全部お話しして」などと尋ね、より多くの情報を求める。
- ② 手がかり質問:子どもが話してくれたことについて、さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど、そのことについてもっとお話しして」等。
- ③ それから質問:子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

【促し】

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。

- ① エコーイング(おうむ返し):子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ、面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
- ② あいづち(特定の情報を含まない返事):OK、ふむなど、意味を含まない言葉。

【直接質問】(焦点化質問ともいう)

すでに出てきていることのみを対象とする WH 質問であり(これまでに出ていきいていないことがらについての WH 質問は、暗示質問という)、「誘いかけ」だけでは得られない追加情報を得るために用いる。これらの質問に回答が得られた場合は、必ず「誘いかけ」でフォローする。

例えば、「さっき〇〇って言っていたけれど、それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような…?」(直接質問)で尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっとお話しして」と、誘いかけで尋ねる。

なお、「なぜ」は告白口調になる場合があり、また理解、産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく、「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。

【誘導質問】(選択質問ともいう)

いわゆるクローズ質問(はい、いいえ質問や「A か B か質問」)である。クローズ質問は、不可欠な情報を得るために用いる。ブレイクの後、吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様、「誘いかけ」とペアにして用いる。例えば、「さっき〇〇って言ったけど、それは A ですか？/服の上ですか、下ですか/△△について覚えていますか？」と尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっとお話しして」と、誘いかけで尋ねる。

【暗示質問】

子どもがそれまでに話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば、「セックスをしたんですね」(セックスしたことを暗示)；「他には誰かいましたか？」(誰かがいた可能性を暗示)；「他にどこを触られた？」(他にも触られた可能性を暗示)；「その人は、何て言ったの？」(その人が何か言ったことを暗示)等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話しして」と「誘いかけ」で尋ねる。

表 2: 質問のまとめ

質問の名称	定義, 例, どこで用いるか
誘いかけ	面接者から情報を提供することなく、子どもから情報を得る。「もっとお話しして」 ①出来事の分割(朝起きてから、〇〇までのことを、全部お話しして)、②手がかり質問(さっき〇〇って言っていたけれど、そのことについてもっとお話しして)、③それから質問(それから？あとは?)がある。ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
促し	面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング(子どもの言葉の繰り返し)と②あいづちがある(ふむふむ)。「誘いかけ」と同様、ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
直接質問(焦点化質問)	子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねる WH 質問(いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように)。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。(さっき〇〇って言っていたけれど、それはどこで?)
誘導質問(選択質問)	ブレイクの後で、吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。(さっき〇〇って言ってたけれど、それはお家の中かな、外かな?)
暗示質問	ブレイクの後で、吟味の上用いる(できるだけ避ける)。子どもが話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。(さっき〇〇って言ってたけれど、それは、□□したってことかな？、他に誰か〇〇した人はいる?)

4-3. 面接の過程で質問をどのように用いるか

(1)導入、(2)ラポールの形成、(3)エピソード記憶の訓練、(4)本題への移行、(8)期待される情報が得られなかったとき、(9)開示に関する情報、(10)クロージング、(11)中立的な話題は、定型な文言が決まっている。また、(6)はブレイクである。したがって、質問を工夫しなければならないのは、(5)出来事の調査と(7)子どもが話していないことの調査である。

ブレイク前の(5)では、「誘いかけ」と「直接質問」(子どもが話したことについての WH 質問)を用いる。(7)では上記の質問に加え、「誘導質問」(子どもがまだ話していないことについてのクローズ質問)を用いることができる。また、必要であれば「暗示質問」(子どもが話していないことの詳細を含意する質問)を用いる。ただし、「直接質問」「誘導質問」「暗示質問」は、面接のできるだけ遅い方で用い、回答が得られた場合は「誘いかけ」でフォローする。

4-4. 練習に際して

NICHD ガイドラインは、適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし、①約束事、ラポール、エピソード記憶の訓練を行い、②定型な質問によって問題となる出来事を尋ね、③「誘いかけ」を中心

に面接を行えば、面接者に由来する誘導は大幅に減少し、より正確性の高い情報が得られるはずである（データはそうであることを示している）。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので、その通りに試してみたい。また、そのようにして行った面接を見直し、スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより、面接の技術は大きく改善されるだろう。

文献

- アルドリッジ, M.・ウッド, J. 仲真紀子(編訳) (2004). 子どもの面接法:司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- ボーグ, W.・フラゴ, R.・アービン, D.L.・ブドリック R.・ケリー, D.M.藤川洋子・小沢真嗣(訳) (2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- 英国内務省・保健省(編)仲真紀子・田中周子(訳) (2007). 子どもの司法面接:ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- 法と心理学会ガイドライン作成委員会(編) (2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.
- Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternberg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.
- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.
- 仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森(編)面白言語のラボラトリー. 北大路書房. Pp. 135-154.
- 仲真紀子 (2001b). 子どもの面接—法廷での「弁護士言葉」の分析—. 法と心理, 1, 80-92.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接:事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.

子どもから性暴力被害の告白を聴くときの留意点

[1]子どもからの性的虐待の告白を聴く時の対応原則（以下は通告を担当する機関への助言で参照）

性的虐待の発覚の大半は、子どもが日常的に接している子どもが信頼する第三者に、何らかの心的困難、現実的な不安や嫌悪、恐怖、何らかの危険の切迫下で、黙っていることに耐え切れなくなって打ち明けるということが端緒となっている。

もしも子どもの告白を聴いた人物が、子どもの話を信じられないと考え、あるいは関係者の利害関係の複雑さや、困惑・当惑から福祉事務所や児童相談所への情報提供や通告をためらうと、性的虐待は発覚しないままとなり、子どもの被害は継続・拡大するかもしれない。

多くの子どもが自らの苦悩から、いったん告白し始めると、即座に今度はその事実発覚の重さ、周囲の反応に耐えることの恐怖や当惑から、その場から逃げ出したり、何もなかったふりをしたり、あるいは告白した人物に自分が話したことを秘密にしてくれるように頼んだり、自分の話を否定して撤回したりする。こうした子どもの反応は性的虐待には特有の傾向としてみられるが、こうした子どもの言動が、子どもの告白を聴いた人の当惑や不安、不審感を強めたり、混乱させたりすることになり、「何がなんだかよくわからない」、「しばらく様子を見よう」、「とりあえず何も聞かなかったことにしておこう」といった反応を導きやすい。

性的虐待はわずかな子どものほのめかしの発言や断片的な告白を端緒としなければ、長期に発覚せずに潜伏し進行する、ということを理解し、子どもの最善の利益の為に直ちに情報提供・通告、それに続く子どもの安全確保調査、その結果としての一時保護や施設入所を含む対応を行わなければ、子どもの安全が守れないことを自覚することが子どもの援助に係るすべての人にとって必要なことである。

もちろん過剰反応や予断と偏見による子どもの言動の誤解・曲解、あるいは教唆・誘導による性的虐待の疑いの肥大、捏造は避けなければならない。しかし、そうした問題の危険性についての指摘・主張の一部は実際の加害者による自己弁護や防衛、ごまかしにもなり得るのであって、冷静に子どもからの告白事実を聴きとった段階で、そのことの判断自体を専門機関にゆだねることが、子どもの福祉を考える立場の職員や非専門家である一般市民の責務であり、適切な反応である。

告白を聴いた人物が、内容のプライベートさから、子どもの親族や非加害側の保護者にこっそりと子どもの話を伝え、意見を求めたり、対応を委ねたりしようとすることがある。話を聞いた人物が、子どもの安全を守り、適切な対応をとった場合には、問題はないかもしれない。しかし、子どもの親族や家族が、子どもから告白を聴いた人物よりもより冷静かつ適切に事態に対処できる可能性は相対的には低い。ではなぜそうするのか？告白を聴いた人物が困惑し、そのまま社会的に反響を呼ぶ対応をする自信が持てず、事態を当事者に返したいからそうするのである。もしも話を聞いた子どもの関係者が「どうかこのことは内密に、そして忘れて下さい、あとは私たちが何とかするから」と言ったら、事態は潜伏し、子どもの安全は謎につつまれ、そして初めに告白を聞いた人物は身動きが取れなくなるだろう。そうならない最善の方法は、即座に専門機関に通告して、子どもの安全についての調査と判断をゆだねることである。

[2] 虐待をほのめかす子どもの告白を聞くことになったら

性的虐待の発覚、発見の契機は、学校や保育所等の子どもの生活場面で、子どもと接触のある関係者が、子どもから何らかの被害を打ち明けられるということによる場合が多い。告白は直接的には帰宅を渋る理由として、あるいはちょっとした生活における悩みごと・苦情の延長として、あるいはより漠然とした困りごとの叙述に混じって表明される。

多くの場合、性的被害を話す子ども自身がそれを話して他人に信用されるか確信が持てず、あるいは口止めや脅しによる制限・制止の影響下にあるため、話し方はあいまいで、いつでも取り消せるような、ほのめかすような表現であることが多い。

子どもが何か重要なことについて話そうとしていることがわかったら、周囲の状況を見て、できれば子どものプライバシーが守れる場所・条件を確保して子どもの話を聴くことが必要である。子どもにはさりげなく、周囲にも目立たないように移動してプライバシーが守れる空間を確保することが重要である。

大人が性にまつわる話を聴くことを恥ずかしがったり、突然何を言い出すのかと当惑したり、戸惑ったりしている態度をもし見せると、多くの子どもは話すのを躊躇し、やめてしまうかもしれない。残念ながらこの世では何がしか考える最悪のことがしばしば現実起こっており、そのことは我々が想像する以上に悪いこともあるということ、もしそれが本当なら、その状況に巻き込まれ、取り込まれた子どもが陥っている孤独で無力化された状態から、我々が落ち着いて事態を理解し、対処することで、子どもを救い出せるかもしれないこと、しかし全ては「それは疑惑の肥大ではないか、子どもの妄想ではないか」という反論の真ただ中でしか解明されないだろうということを含め、これらの事柄について、自覚しているかどうか重要である。

子どもの話すあいまいさを改善しようとして、しばしば話を聴く者から内容確認のための質問をしようとするが、それは結果的に、人物の特定や場所の特定、具体的な被害内容の立証性に関して、暗示、教唆・誘導の指摘を受ける危険性が極めて高くなることをよく自覚しておく必要がある。

この段階で子どもの発言の立証性・客観性を確保する最善の方法は、子どもが話すことを介入的な質問を挟まずに聴き取り、その内容を正確に子どもが話した通りに記録することである。

子どもとの会話、特に質問については、常に法的な立証性・客観的な証拠性が問われることに留意して、子どもへの質問が誘導や教唆、強要にならないよう、注意が必要である。

【子どもに質問するときの留意点】

子どもへの質問の仕方:客観的な事実を聴こうとするときには ④ ⑤ ⑥のような質問は原則使わない

① 開かれた質問(open-ended question)

「～について話して」「あなたが～ということはどういうことなのかもう少し詳しく教えて」など、
答えが Yes No にならず、子どもに自発的に自由に話してもらう質問。

② 閉じられた質問(close-ended question)

「～ですか」など、基本的に特定の事柄を示して Yes No で答えてもらう質問の仕方。
設定自体が誘導的になる難点がある。

③ 選択肢のある質問

基本的に二つ以上の選択肢を設けていずれか尋ねる質問。問いかけが誘導的にならない為
には Yes No と同等の2択ではなく「いずれでもない」という項目を加えた3択以上の設定が望
ましい。

④ 誘導質問

「～だったの?」「～ということがあったの?」「～に…されたの?」など、質問者が想定してい
ることを、子どもがまだ話していない段階で先に答えを示す形で質問すること。多くは閉じられ
た質問形式になる。

より厳密には、話題や会話の内容を、質問者の方から絞り込んで示す、応答しながら次の話
題をリードする等の対応も誘導質問に属するとする考え方もある。

⑤ 強制・強要質問

「～なんでしょ」「～だよね」「～だとわかっているよ」「そうなんでしょ」など、ある特定の答えを
認めさせようと迫る質問。

⑥ 報酬の提示質問

「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あとひとつ(3つなど)答えてくれ
たらおしまいにするかね」「ちゃんとお利口に答えてくれたらお菓子をあげる」などと報酬を提
示して応答を促す質問。

特定の応答内容を暗示・強制している場合と、応答の傾向性(肯定・否定など)を示す、短く済
む方を選ばせるなどで応答の公平性をゆがめる。

[3] もしも子どもが自分の発言を途中で撤回するとか、話したことを秘密にするように要請したら

もしも子どもが話している途中で発言を撤回し、何も無かったことにしたり、話したことを秘密にして欲しいと言いつけたりしたら、こちらはまず、冷静になり、落ち着くことが重要である。多くの場合、子どもは混乱しており、当惑している。恐怖感を覚えているかもしれない。子どもの告白を聴いて驚き、動揺している人は、たちまち子どもの当惑が伝染してうろたえやすい状態にある。そのために、子どもを責めて白状させようと焦ったり、子どもと秘密の約束をしたり、話を聞くのをやめようとしたりしやすい。

- ① 子どもが自分の身に起こっている何らかの危険について話すのをやめた場合には、落ち着いて以下のメッセージを伝えることが重要である。
 - a. 私はあなたが話してくれたことが、とてもあなたにとって大切な話であると思っている。
 - b. もしもあなたの身に何かよくないことが起こっているのだとしたら、私はあなたのことが心配である。
 - c. 私はあなたの心配や困ったことについて、あなたが話してくれたことが本当にあったと考えて、そのことからどうすればあなたを守れるか、安心できるようにするにはどうしたら良いか考えている。
 - d. こういう話は何度も何も無かったことになったり、またやっぱり本当だったりする。私はあなたに本当に何があったのかが大切だと思っており、いったん何も無いと言われた話がいつまた本当のことだったと聞いても驚かないし、またあなたが途中で話すのをやめても怒ったり、信用しないと思ったりはしない。
 - e. もしお話することがあるなら、それは大切なことなので聞きたいと思う。
 - f. もし、もう話したくないのであればやめても構わない。いつまたあらためて話をしても構わない。
 - g. 何か話したいことが出てきたら、そう言ってくれればいつでも話を聴く。
 - h. あなたは今ままで安全なのか、大丈夫なのか私は知りたいと思う。

② 子どもが自分の話したことを秘密にしてくれるように要請した時には、以下のように説明して秘密にしないこと、援助を求めることが必要なことを誠実に説得することが重要である。便法のために秘密を守る約束をしてそれを覆したり、こっそり通告したりしないことが重要である。

- a. 人の秘密には二つの秘密がある。
- b. ひとつ目は小さな秘密。誰かがひどい目に遭ったりはしない秘密。これは心のポケットにしまっておける。内緒にできる。
- c. ふたつ目は大きな秘密。誰かがひどい目に遭ったり、安全でなくなったりする秘密。これは大きすぎて心のポケットにしまっておくことが出来ない。
- d. あなたの話してくれたことは大きな秘密である。このことであなたも私も安全とはいえない。あなたの安全のためには秘密をしまっておくことはできない。
- e. このとは専門の人に話して、あなたの身が安全に守られるように判断し、助けをもらうことが必要である。

◆秘密にしてもらえないなら告白を撤回するとの主張への対応

子どもが、自分が打ち明けた内容を秘密にしてもらえないなら、告白を撤回すると主張した場合、子どもの安全を確保するために説得を続けることが必要だが、それでも第三者に伝えることを強く拒否し、子どもとの接点そのものを失いかねない場合には、子どもの安全と事後の見通しに焦点を移して、被害の話はいったん閉じる対応もあり得る。

この場合、子どもの立場の孤独さと困難さをよく理解し、児童相談所が既に関与している場合は、ガイドラインの5. 3)、4) (p.29-30)の対応をとることが重要である。

もしまだ児童相談所の対応が開始されていない時点でのことであれば、児童相談所に事情を報告し、事実上の通告となるが、現場での対応そのものからの連携・相談が開始されることが重要である。

[4]子どもの告白を聞く非専門家の留意点

- ① 子どもの告白が性的な被害をうかがわせるものであることが察知された段階で、子どもが安心して話をすることができる保護的な場所と時間を周りに知られないようにそっと設定する。
- ② 子どもの話すことに注意を集中し、子どもが話すことをそのまましっかり受け止める。
- ③ 子どもの話す言葉は丁寧に尊重し、子どもが自然に話すままに聴き取る。聴き取った話を確認する場合には、子どもの言った通りの言葉、表現を使って子どもの発言を確認する。
- ④ 子どもの言った言葉の意味がつかめなときは「～というのは何のこと？」と尋ねるのは良いが、子どもが話していない言葉を使って「～というのは〇〇のこと？」と尋ねてしまうと「〇〇？」と尋ねたことが誘導になる危険性が高くなる。また、子どもが使っていない言葉を使って子どもの話を言い換えると、子どもは自分の話し方が間違っている、直された、あるいは露骨に話してはいけないことを言ったと誤解する危険性が生じるかもしれないので、できる限り子どもの使った言葉を尊重して対応する。
- ⑤ 子どもは性的被害について話すことについて、恥ずかしい気持ち、信用されないのではないかと不安、逆に話したことが引き起こす家族や周囲への影響やその結果についての不安、話してはいけないと口止めされたり、脅かされたりしていることへの恐怖などを抱えて苦しみながら話していることを理解する。
今、すべてを話せないことや、どう話せば良いか充分には考えないで話し始めているかもしれず、途中で沈黙しても、話が中断しても驚かずに待つ。また続きの話をするのに時間が欲しいと言った場合には内容に応じて子どもの安全の判断をしながら時間を与えることも必要。
- ⑥ 子どもからの要請があっても秘密の約束はしない。子どもを守るためにはこの秘密は大き過ぎて秘密にはしておけない。「周りの人の助けが必要である」と説得することが必要。ただし、この時点で「二度と被害に遭わないようにする」と約束することはまだできない。
- ⑦ 打ち明けられた話の内容にこちらが驚いてうろたえたり、強い感情的な反応をしたりしないように気をつける。落ち着いてやさしく接する。子どもや非加害者に同情して泣いたり、加害者への怒りを露わにしたりしない。子どもは話を聴く者の態度・反応から、自分の告白の重大性やそれが人に与えるインパクトの大きさに怯えて話すことをやめることがあり注意が必要である。
- ⑧ 子どもは一度話したことを撤回したり、違った話をしたりすることがあることをあらかじめ認識しておく。そうした言動がみられても直ちに指摘して問い詰めたり責めたりはしない。
- ⑨ 性的虐待については疑いの段階で通告することが必要である。事実の確定に至る確認作業は通告を受けた児童相談所が担当する課題となる。通告は原則的に子どもが属している組織の協議と決定により行う。告白を聞いた人が組織に属していない場合には個人で通告することもあり得る。
- ⑩ 子どもに性的虐待被害の疑いが確認された段階で子どもの安全確保を図る。学校等の集団では、本人のプライバシーを守り、不自然にならないようにそっとみんなから離れたところで守れるように準備する。

- ⑪ 子どもが自分を振り返って「私が悪いんです」「私がちゃんとイヤと言わなかったのが悪い」とか「私のせいで、お母さんがかわいそう」などと自分を責めたり、「お父さんはその時酔払っていてお酒のせいで、あんなことしただけでお父さんは悪くない」と加害者をかばったり、「私が女(男)でなければ良かった」「男(女)に生まれていれば良かった」などと自分の性や存在を否定するような発言をした場合、あるいは「死んでしまいたい」「私なんか居なくなればいいんだ」といった強い自己破壊的な感情が表明された場合、当人の発言にとっさに意見を返さず、「そんな風を感じるんだね」「そう思うとつらいよね」といったようにそのまま受けとめることが重要。その上でタイミングをみて、どのような経過があるにしても子ども本人が望んでそうなったのではないことを伝え、本人の自責感情についても「あなたは悪くないのよ」「その出来事にあなたは責任は無い」とはっきり伝えること。*)
- ⑫ 子どもが自分の体験を打ち明けたこと、話してくれたことについては「お話してくれてよかった」「あなたは間違ったことをしていない」と支持することが重要。
- ⑬ 子どもが性的虐待の存在を否定した場合、子どもから再び性的虐待の告白がされることを驚かずに受け止めることは重要だが、周囲の側から繰り返し、子どもに性的虐待の有無や告白を迫るような質問を繰り返したりするはたらきかけは、直接・間接を問わず、子どもへの過剰な圧力になるのではではない。
- ⑭ 子どもから通告後の見通しについて尋ねられた場合には、児童相談所の専門の職員があなたの話を聴きに來ると説明する。以後の可能性は児童相談所の判断によるため、子どもが直接児童相談所の職員と話し合うべき内容となる。その時点で可能性の範囲等について通告者が話すべきではない。「施設に行くのか」と子どもが尋ねたら、どうしてそう思うのか、誰かからそういう話を聞いたことがあるのか尋ねてもよい。また施設にいくかどうか自体については、「それは分からない。その点については児童相談所があなたと話し合って判断する」とのみ答えること。児童相談所への通告が子どもにとって大きな動揺を引き起こすと予測される場合、児童相談所への通告を子どもに伝える際にはすでに児童相談所の職員が隣室で待機し、子どもに通告の事実を伝えた直後に、初期被害調査面接に入ることが子どもを安全に保護するために必要であることも多い。

*) 臨時的には性的刺激に対して自分が快感を覚えたこと、体が反応したことについての戸惑い、自分を恥じる自責感や罪障感、自分を許せない無力感と怒りがある場合、それはしばしば表明されないままとなっていると指摘されている。また虐待者はしばしば子どもの体が性的に反応したことをもって子どもが性的接触を求めていたと主張する。また子どもにもそれをもっておまえも共犯であるとコントロールしている。「あなたは悪くない」というメッセージに強く反発し、「勝手にそういう慰めを言わないで欲しい」「あんたに何がわかる」といった怒りを表明する事例では、そうした体験への戸惑いと囚われが背景に存在することがあり、外傷性の性化行動がしばしば伴う。

熟練した援助者がそうした兆候をつかんだ場合には、「もしもあなたの体が刺激に反応したり快感を感じたりしたとしても、それはあなたが本来望んだことではなかったはず。そう仕向けられたあなたに責任は無い。」とはっきり伝えることが必要である。こうした事例では、外傷性の性化行動が問題になることも多く、行動観察上も注意が必要である。

これらの課題は治療的な性教育では重要な課題である。

子どもからの告白が無い性暴力被害の疑いと通告

[1] 子どもからの告白が無い場合の通告要件

通常の性的虐待の発覚については当事者の告白・開示が無ければ事実認定が不可能な場合が多く、疑いの段階で対応が停止してしまうことが多い。もしも実際に性的虐待が存在していて、対応が疑いの段階で停止せざるを得なくなった場合、それに気づいた虐待者は以後、より巧妙に立ち回り、被害者の口を封じる手立てを講じるだろう。従って、被害者の安全が確実に確保できる保障のない対応には慎重でなければならない。実際的な子どもの安全の確保が保障されない警告的な圧力の効果はあまり期待できないばかりか、被害者にとってはかえって危険な場合がある。

性的虐待の間接的な兆候を子どもの言動から感じ取ったり、見方によっては間接的な性的虐待の状況証拠と解釈可能な事柄が数多く認められたりするような事例の場合でも、子どもからの直接の何らかの告白か、客観的な虐待の疑いについての証拠情報がなければ、職権による保護は難しく、さらに調査による対応を検討することが原則となる。ましてや子どもが否認する場合には質問以上の介入はより困難である。子どもからの被害の告白が無い場合の性的虐待の発見・通告に対する対応では、当事者の否定によっても事実の推定、あるいは認定が可能な程の客観的な事実情報が基本的要件となる。

子どもから、被害の兆候を聴くことについては、サインズ・オブ・セーフティのアプローチ手法(The Three House, The Safety House, Words and Pictures)や、子どもの虐待被害について通告義務を負っている機関職員や通告に関する情報確認をする警察や GPS のための、アメリカ合衆国のミネソタ州ミネアポリスにある子ども虐待評価・研修センター:コーナー・ハウスのリフカー(RIFCR)などもある。それぞれについては以下を参照。

The Three House, The Safety House, Words and Pictures :

サインズ・オブ・セーフティのホームページ <http://www.dignsofsafety.net/home?destination=home>

また上記ツールについての紹介書

「クリエイティブ・コミュニケーション Creative Communication イギリス、ゲイツヘッド児童相談所の子どもたちと」

原著 英国ゲイツヘッド市 翻訳・加筆 菱川 愛(東海大学)

RIFCR:

Rapport(ラポール)、Issue identification(問題点の確認)、Facts(事実:誰が、何をしたのか)、Closure(終結)、Reporting(報告)、の頭文字で RIFCR: リフカー と呼ばれる技法。

コーナー・ハウス は、アメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスに 1989 年に設立された 子ども虐待評価・研修センター(CornerHouse Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center)

ホームページ <http://www.cornerhousemn.org/>

1) 親権者・保護者の目撃

子どもの安全について最も責任ある親権者・保護者が子どもの性的虐待の現場を目撃したり事実を推定するに十分な証拠を発見したために、相談機関に通報して子どもの安全について相談することがある。多くの場合、子どもへの虐待加害者は保護者のパートナーか、親族、きょうだいである。

この場合にも事実の調査認定においては、子どもの証言及び加害者の説明が重要となるが、事実発覚の順序において子どもの告白が先行しないで通告がもたらされることとなる。

保護者の目撃や証拠事実がかなりの客観性を持っている場合、事実認定は子どもからの説明なしでも可能かもしれない。明らかに誰かわかる画像の存在などである。ただし被害を受けたと思われる子ども、加害を疑われる人物が共に強い否認をして、目撃証言以外には客観的な情報が全く認められない場合には、目撃の信憑性については残念ながら一定の審査が必要となる。

虐待目撃を主張する保護者の個人的利害関係が子どもの虐待を主張によって有利となるような事態、例えば離婚や親権をめぐる争いが先行しており、虐待主張が相手方を不利にする要素があるような場合、かつ子どもの安全は既に確保されているような事案では、事実認定は慎重にならざるを得ないし、児童福祉法上の子どもの安全確保の緊急要件が無い場合、通告としても緊急対応の対象とはならない。(この場合、初期被害調査、被害(事実)確認面接の対象ともならない可能性がある)

虐待目撃において保護者は子どもの安全を守ろうと通告・通報したとしても、事実関係の冷静な検討からは、子どもを保護者の元に置くことが子どもの安全上問題となることがある。また公平な事実調査のために、子どもを関係者や関係する場所からいったん隔離遮断して完全に危害の危険性と諸般の影響を排除することが必要と判断される場合もある。この場合、子どもの分離保護が通告した保護者の意向に反する場合もあり、児童相談所は親権者の意に反して職権保護しなければならないと判断することもあり得る。

2) 子どもの福祉に関する専門機関職員からの通告

警察が子どもの虐待事実について何らかの証拠を得たことから要保護児童として通告した場合、子ども本人が否認していたとしてもいったんは保護して調査することが必要となるだろう。児童ポルノ事件等に親族・家族が関与して子どもが被害者であった場合などがこれに当たる。

学校や子どもの所属する機関の職員が子どもの被害を目撃ないしはそれに相当するような証拠情報をつかんで通告した場合、子どもが否認していたとしても、その情報の評価ができるまで、子どもの安全を確保するためには子どもの保護が必要となる。この際根拠となる情報にはそれなりの客観的証拠性が要求されることになる。子どもが頑強に否定し続けても虐待被害の推定が可能な情報とは、直接の目撃証言か、写真等の物証となるだろう。こうした事態では早めに警察に相談することが考えられる。

保護者への一時保護の告知面接における人員配置(参考例)

1) 一時保護についての告知面接の手順 保護者を別々に同時面接する場合

- ① 面接対応は複数で行う。
面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者 子どもを担当する心理司等の参加を検討
- ② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定
幼い子どもを同行するとか、
いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。
ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。
- ③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定
- ④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか
いずれか一人だけが来るか確認

場所・時間設定 担当の動き確認 警察への事前連絡等の検討

面接担当者 面接内容・手順の打ち合わせ

■面接を分けて同時並行する場合 保護者来所と同時に別々に面接案内

所内待機スタッフ

面接の状況によっては

同行した子どもの相手

警察の手配

不穏行動の阻止に待機

面接担当者 ① ②

非加害保護者と面接

一時保護の経過説明と事情聴取

面接担当者 ③ ④

虐待を疑う保護者と面接

一時保護の経過説明と事情聴取

同行した子どもの安全確認が必

要な場合には別に設定

面接応援者 ⑤

面接担当者 ② ④

面接応援者 ⑥ : 打ち合わせの間応援

それぞれの面接の動向を途中で情報交換 打ち合わせる

面接を分けた場合には最後まで別で行うか最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

この間に主担当者は双方の面接こどのように関わるか調整する

一時保護の書面通知 と 不服審査請求権告知

個々に行うか、書面通知は世帯主のみに行うか

主担当者が行うかも決める

所内待機スタッフ

保護者が興奮して

子どもとの面会を主張して帰らな

い等の事態になった場合

不穏行動の阻止に待機・対応

警察の出動依頼判断

退去勧告

退去命令

面接終了

以後の連絡方法 窓口となる担当者確認

2) 子どもの一時保護についての告知面接の手順 保護者を連続的に別に面接する場合

- ① 面接対応は複数で行う。
面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者 子どもを担当する心理司等の参加を検討
- ② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定
幼い子どもを同行するとか、
いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。
ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。
- ③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定
- ④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致	基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応 保護者が一緒に来るか別々に来るか 誰誰で来るか いずれか一人だけが来るか確認
-------------------	---

場所・時間設定 担当の動き確認 警察への事前連絡等の検討

面接担当者 面接内容・手順の打ち合わせ

■面接を連続的に別に行う場合

保護者来所と共に先の面接者を面接室に案内 場合により次の面接者も別の面接室に案内
--

所内待機スタッフ

面接の状況によっては

同行した子どもの相手

警察の手配

不穏行動の阻止に待機

面接担当者 ① ②

非加害保護者と面接 一時保護の経過説明と事情聴取

面接応援者 ③+α

待機する面接者の反応に待機

同行した子どもの安全確認が必

要な場合には別に設定

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

虐待を疑う保護者と面接 一時保護の経過説明と事情聴取

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

面接を最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰のかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

所内待機スタッフ

保護者が興奮して

子どもとの面会を主張して帰らな

い等の事態になった場合

不穏行動の阻止に待機・対応

警察の出動依頼判断

一時保護の書面通知 と 不服審査請求権告知 個々に行うか、書面通知は世帯主のみに行うか 主担当者が行う

退去勧告

退去命令

面接終了 以後の連絡方法 窓口となる担当者確認

3) 子どもの一時保護についての告知面接の手順 保護者を同席面接する場合

- ① 面接対応は複数で行う。
面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者 子どもを担当する心理司等の参加を検討
- ② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定
幼い子どもを同行するとか、
いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。
ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。
- ③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定
- ④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか
いずれか一人だけが来るか確認

場所・時間設定 担当の動き確認 警察への事前連絡等の検討

面接担当者 面接内容・手順の打ち合わせ

保護者が揃って来所し、分離しての面接が困難な場合 後に分離を試みる

面接担当者 ① ②(非加害保護者対応) ③(虐待者対応) + 面接応援者

非加害保護者 虐待を疑う保護者と同席面接

一時保護の書面通知 と 不服審査請求権告知

面接応援者 ④+α

スタッフが協議中に面接者の対応

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

可能であれば保護者を別々に面接 主として非加害保護者の面接設定

分離面接が難しい場合には後日の呼び出しを告知 別に事情を聴きたいと伝える

面接担当者 ① ②(非加害保護者対応)

非加害保護者と面接

一時保護の経過説明と事情聴取

③(虐待者対応) + 面接応援者

虐待を疑う保護者と面接

一時保護の経過説明と事情聴取

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

面接を最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

面接終了

以後の連絡方法 窓口となる担当者確認

所内待機スタッフ

面接の状況によっては

同行した子どもの相手

警察の手配

不穏行動の阻止に待機

同行した子どもの安全確認が必要

な場合には別に設定

所内待機スタッフ

保護者が興奮して

子どもとの面会を主張して帰らな

い等の事態になった場合

不穏行動の阻止に待機・対応

警察の出動依頼判断

退去勧告

退去命令

性的虐待・家庭内性暴力における非加害保護者への支援

[1]性的虐待における非加害保護者

性的虐待における非加害保護者との接触は、子どもの保護の時点か、一時保護の告知場面で開始されるが、性的虐待における非加害保護者は以下の点から、その他の虐待とは異なる特別な存在であり、またそのためのアプローチが必要となる*。

* このテーマについては以下の参考文献も参照

キャロライン・M・バイヤリー著 宮地尚子 監訳 菊池美奈子・湯川やよい訳 2010 子どもが性被害をうけたとき お母さんと、支援者のための本 明石書店 (Byerly, C.M., (1985,1992),1997, The Mother's Book : How to Survive the Molestation of Your Child)

1) 子どもの支援における重要人物である

性的虐待における非加害保護者は、被虐待児の以後の援助における予後に最も影響力のある人物である。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じ、子どもの支援者となる場合、被虐待児は短期に適応的な安定を得やすくなることが報告されている。これに対して非加害保護者が子どもの訴えを信用・支持せず、加害者の肩をもつ姿勢を見せる場合、被虐待児の予後が極めて不安定となることも指摘されている。これらの兆候は家庭内での性暴力被害を訴えた子どもがその後の人生で、家族との安全な絆を維持できるか、失うかの観点からみればその落差は明らかである。従って、非加害保護者の子どもへの共感と支援協力を得ることが子どもの回復と適応において極めて重要となる。

2) 性的虐待における第二の被害者である

非加害保護者は性的虐待に関して、被虐待児に次ぐ第二の被害者である。家族の信頼関係において非加害保護者は加害者と子どもに、隠された秘密の関係によって裏切られていたことになる。加害者と子どもの共謀関係の色彩が強くなるに従い、非加害保護者は加害者と共に子どもに騙されていたことを感じ、また伴侶を子どもに奪われたという認知を持つ場合、子どもはライバルとなる。年長者による搾取とマインド・コントロールによる子どもの支配という事態を理性的に理解したとしても、感情的には被虐待児をすんなりと受け入れ難い複雑な感情を抱かざるを得ないことも、非加害保護者が子どもの支援者になりにくいひとつの要素である。この観点から、児童相談所は早期から非加害保護者を支援する体制と働きかけを開始することが重要となる。

3) 子どもの生活を最もよく知る関係者である

非加害保護者が子どもと生活を共にしていなかった場合を除いて、多くの非加害保護者は子どもの成長を見守り、子どものあらゆる人生の立会人である。子どもが毎日どんな生活環境や人間関係の中で育ってきたのか、性的虐待の発生～進行過程を子どもがどのように生き延びてきたのか、重要な事柄は非加害保護者がかつともよく知る立場であったことが多いはずである*。

* 残念ながら、非加害保護者の中には子どもの養育においてネグレクトの状態にあって、子どもの状況、安全に関して重要な役割を果たせていなかった場合がある。しかし、そのことを非加害保護者が認めて子どもの為に何かをしようとするか、さらに子どもを見捨ててしまうかは、重大な分かれ目である。また子どもたちは非加害親の放任に強い怒りや恨み、あきらめの気持を抱えていることが明らかな場合でも、同時に非加害親の気付きと保護を強く求める気持がある。事態についての短絡的な感情移入や共感的解釈は禁物である。

こうした非加害親の放任においては虐待加害者となった保護者こそが重要な保護者であり、愛着の対象であった経過が多くの子どもに認められる(加害者側の動機はもっと複雑であったとしても)。子どもたちは基本的に本当の「保護者」であった虐待者の「親」の部分に強い愛着と信頼を寄せてきたのであり、虐待者の「加害者」の部分だけを忌避しているが、「自分を放つたら